

女性活躍推進法に基づく 特定事業主行動計画

令和3年4月1日
(令和6年4月1日改定)

八 千 代 町 長
八千代町議会議長
八千代町教育委員会
八千代町農業委員会

八千代町特定事業主行動計画策定委員会

八千代町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

八千代町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条に基づき、八千代町長、八千代町議会議長、八千代町教育委員会、八千代町農業委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、八千代町特定事業主行動計画策定委員会により、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととしている。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第19条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、町長部局、町議会事務局、町教育委員会、町農業委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、町長部局、町議会事務局、町教育委員会、町農業委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

- (1) 令和7年度までに、本庁係長相当職以上の女性職員の割合を、少なくとも令和元年度実績の26.08%から32%以上にする。

- (2) 令和7年度までに、育児休業を取得する男性職員の割合を85%以上にする。
- (3) 令和7年度までに、制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の取得割合を85%以上にする。
- (4) 令和7年度までに、職員の年次休暇の平均取得率を、令和元年の実績56%から60%以上にする。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3. で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

なお、この取組は、町長部局、町議会事務局、町教育委員会、町農業委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

- (1) 若年層の女性職員を対象に、キャリア意識の醸成と求められるスキルを身につけられるよう外部研修（アカデミー等）への派遣を積極的に行い、キャリア形成を支援する。また、女性職員を多様なポストに配置し、人材プールの確保を念頭に置いた人材育成を行う。
- (2) 育児休業及び配偶者出産時の特別休暇等に関する資料を各部局に通知・配布し、制度の周知徹底を図るとともに、職場の意識改革を行い、これらを取得しやすい雰囲気醸成する。
- (3) 定期的に休暇の取得促進を徹底し、計画的な年次休暇の取得を指導する。また、連続休暇等の取得を促進する。